第三条の次に次の章名、一節及び節名を加える。

第三章　外国人観光旅客の来訪を促進するための措置

第一節　協議会

第四条　次に掲げる者は、一又は二以上の都道府県の区域を単位とする地域ごとに、当該地域における外国人観光旅客の来訪の促進に関し必要な協議並びに次条第一項に規定する外客来訪促進計画の策定及び当該外客来訪促進計画の実施に係る連絡調整を行うため、共同で協議会を組織することができる。

一　地方運輸局（運輸監理部を含む。）

二　関係都道府県

三　当該地域の観光の振興の推進を目的とする観光関係団体

2　前項の規定により同項の協議会（以下単に「協議会」という。）を組織する同項各号に掲げる者は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一　国の関係地方行政機関（前項第一号に掲げる者を除く。）

二　関係市町村

三　関係事業者

四　その他前項各号に掲げる者が必要と認める者

3　協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第二節　外客来訪促進計画等

第七条の見出しを「（外国人観光旅客の利便の増進）」に改め、同条中「外国人観光旅客が公共交通機関を円滑に利用するために必要と認められる外国語等による情報の提供を促進するための措置（以下「情報提供促進措置」を「外国語等による情報の提供、インターネットを利用した観光に関する情報の閲覧を可能とするための措置、座便式の水洗便所の設置その他の外国人観光旅客の公共交通機関の利用に係る利便を増進するために必要な措置（以下「外国人観光旅客利便増進措置」に改める。

第八条の見出し中「情報提供促進措置」を「外国人観光旅客利便増進措置」に改め、同条第一項中「円滑な利用を確保するため、外国語等による情報の提供の促進」を「利便の増進」に、「情報提供促進措置」を「外国人観光旅客利便増進措置」に改め、同条第三項中「公共交通事業者等」の下に「（協議会が組織されているときは、関係する公共交通事業者等及び当該協議会）」を加える。

第九条の見出しを「（外国人観光旅客利便増進措置の実施）」に改め、同条第一項中「情報提供促進措置」を「外国人観光旅客利便増進措置」に、「次項」を「以下この条」に、「情報提供促進実施計画」を「外国人観光旅客利便増進実施計画」に改め、同条第二項中「情報提供促進実施計画」を「外国人観光旅客利便増進実施計画」に改め、同項各号中「情報提供促進措置」を「外国人観光旅客利便増進措置」に改め、同条第三項中「第一項の計画」を「外国人観光旅客利便増進実施計画」に改める。

第十条の見出し及び同条第一項中「情報提供促進措置」を「外国人観光旅客利便増進措置」に改める。

第十一条に見出しとして「（独立行政法人国際観光振興機構が講ずべき措置）」を付し、同条中「機構」を「独立行政法人国際観光振興機構（以下「機構」という。）」に改める。

第十七条を第十八条とし、第十六条を第十七条とし、第十五条を第十六条とする。

第十四条中「旅行の容易化等」を「来訪」に、「外客来訪促進地域の整備及び海外における宣伝、国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用の低廉化並びに」を「外客来訪促進計画の実施及び外国人観光旅客に対する」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条中「旅行の容易化等」を「来訪」に、「外客来訪促進計画に係る外客来訪促進地域」を「計画区域」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条を第十三条とする。

第十一条の次に次の一章を加える。

第四章　国際観光振興施策に必要な経費の財源

第十二条　政府は、国際観光旅客税（国際観光旅客税法（平成三十年法律第十六号）に規定する国際観光旅客税をいう。第三項第一号において同じ。）の収入見込額に相当する金額を、国際観光振興施策（国際観光旅客の円滑かつ快適な旅行のための環境の整備に関する施策、我が国の多様な観光の魅力に関する情報の入手の容易化に関する施策並びに地域固有の文化、自然その他の特性を活用した観光資源の開発及び活用による当該地域における体験及び滞在の質の向上に関する施策をいう。）に必要な経費に充てるものとする。

2　前項の規定の適用については、金額の算出は、各年度において、その年度の予算金額によるものとする。

3　第一項の国際観光振興施策として行われる施策は、次に掲げる要件に該当するものを基本とするものとする。

一　国際観光旅客税の納税者の理解を得られるものであること。

二　先進的なもので、かつ、費用に比してその効果が高いものであること。

三　地域経済の活性化その他の我が国における政策課題の解決に資するものであること。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七条（見出しを含む。）の改正規定、第八条（見出しを含む。）の改正規定、第九条（見出しを含む。）の改正規定及び第十条（見出しを含む。）の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（準備行為）

第二条　観光庁長官は、前条ただし書の政令で定める日前においても、この法律による改正後の外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（次項及び附則第七条において「新法」という。）第八条第一項から第三項までの規定の例により、外国人観光旅客利便増進措置を講ずべき区間を指定することができる。

2　前項の規定により指定された区間は、前条ただし書の政令で定める日において新法第八条第一項の規定により指定されたものとみなす。

（国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律の一部改正）

第三条　国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（平成六年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3　基本方針は、外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第三条第一項に規定する基本方針との調和が保たれたものでなければならない。

第十二条を削り、第十三条を第十二条とする。

（独立行政法人国際観光振興機構法の一部改正）

第四条　独立行政法人国際観光振興機構法（平成十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第十条」を「―第十一条」に、「第十一条―」を「第十二条・」に改める。

第十二条を削り、第十一条を第十二条とする。

第十条第三項中「国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律第十二条に規定する国際会議等の開催についての寄附金の募集及び管理並びに交付金の交付に係る業務（これに附帯する業務を含む。）」を「前条第二号に掲げる業務」に改め、第三章中同条を第十一条とする。